⑥農業、有害鳥獣関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
農耕用運転免許取得推進事業補助金	農作業に使用する農耕用車両を公道で走行するのに必要な免許の取得費用に対し、補助金を交付する。	次のいずれかに該当する方 ①農耕用車両を所有する方 ②農耕用車両を取得する予定の方 ③上記に該当する方の家族 ④業務で農耕用車両を運転する方	免許を取得するために要した費用の1/5以内 上限20,000円	産業課 農政係 0243-24-8107
農業機械等共同利用整備事業補助金 **※令和8年度以降補助率の特例あり**	農業の効率的かつ安定的な発展及び自立した農業経営を目指す意欲的な農家に対し、施設及び機械等の整備に要する経費について補助金を交付する。	①農業生産団体（農業者2名以上の農業生産団体） ②認定農業者及び地域計画に位置付けられる担い手のみの農業生産団体（認定農業者及び地域計画に位置付けられる担い手2名以上の農業生産団体） ③集落営農組織 **※詳細はお問い合わせください。**	農業用施設及び農業用機械（補助対象についてはお問合せください）の購入費×10%以内（認定農業者及び地域計画に位置付けられる担い手のみの農業生産団体、おおたまのおいしい米出荷奨励事業の事業者登録をした農業者等が申請する色彩選別機本体の場合は15%以内） ※上限あり **※R8、R9に限っては、補助率10%上乗せ**	産業課 農政係 0243-24-8107
ビニールハウス設置事業補助金	冬期間及び端境期の陳列野菜不足を解消するため、ビニールハウス建設に対し、補助金を交付する。（1人につき1棟）	本村の住民基本台帳に登録がある、あだたらの里直売所に出荷する農業者。	総事業費の1/2以内（他の補助金等の充当財源がある場合については、差し引いた残りの金額の1/2以内）で、資材費の補助額の上限は40万円、設置費の補助額の上限は10万円。	産業課 農政係 0243-24-8107
施設園芸等施設整備事業補助金	稲作中心の経営体系からパイプハウス等を利用した園芸、花き等の栽培をするため、新設するパイプハウス及びこれに準じる被覆施設、設置費用に対し、補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録がある農業者及び農業生産団体。	総事業費の1/3以内で補助額の上限は400万円。	産業課 農政係 0243-24-8107
鳥獣被害防止柵導入事業補助金	鳥獣被害対策として防止柵を設置する経費の一部について、補助金を交付する。	村内に土地を所有する方とし、村内在住者自らが所有又は耕作する農地については村外に所在する農地も含むものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。 ①村税等を滞納している方、又は申告を行っていない方 ②村長が、村税等の納付状況を調査することに同意しない方 ③偽りの申請その他不正行為により補助金の交付を受けようとする方	単独設置 農地以外→事業費×1/2以内、上限5万円 農地→事業費×1/2以内、上限10万円 共同設置（2名以上） 農地→事業費×1/2以内、上限なし	産業課 農政係 0243-24-8107
有害鳥獣対策支援補助金	狩猟免許試験（第一種銃猟免許又はわな猟免許に限る）の受験及び更新、猟銃等所持許可に係る経費（ただし、狩猟者登録をする方（予定を含む））に対し、補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録があり、居住している方。	受験及び更新に要した経費の全額 （ただし、合格に伴う経費のみを対象とする）	産業課 農政係 0243-24-8107
有害鳥獣対策狩猟用機械器具購入補助金	有害鳥獣駆除に必要な猟銃及び狩猟用罠の購入に対し、補助金を交付する。	狩猟免状等（ただし、猟銃を所持している方は、猟銃の所持許可証を有している方）を有する方であり、かつ、狩猟を行うために必要な保険等に加入している方。	猟銃の購入に要した費用の1/3（ただし、補助額は10万円を上限とする） 狩猟用罠の購入に要した費用の全額（ただし、補助額は5万円を上限とする）	産業課 農政係 0243-24-8107
農地等小規模災害復旧事業補助金	村内の農地等に対して、農地・農業用施設等災害復旧事業の採択要件に該当する災害が発生した場合の災害復旧を図るため、補助金を交付する。	農地・農業用施設等災害復旧事業の採択要件に該当する災害が発生した場合の災害復旧工事をする方。	補助対象事業費の1/3以内（復旧に要する経費のみ） ※工事費が10万円以上であること。	建設課 建設係 0243-24-8113